

東京都板橋区後援名義等の使用承認事務取扱基準

(目的)

第1条 この基準は、板橋区(以下「区」という。)が後援、協賛及び推せん(以下「後援等」という。)をする事業にかかる区名義の使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 区以外のもの(以下「主催者」という。)が行う事業に区が協力すること。
- (2) 協賛 主催者が行う事業に区が賛同の意を表示すること。
- (3) 推せん 主催者の映画、図書等の作品に区が賛同の意を表示すること。

(使用承認の名義)

第3条 後援等において、区が使用を承認する名義は、東京都板橋区又は板橋区とする。

(申請手続)

第4条 申請は、後援名義等使用申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)によるものとする。

2 申請書には、必要に応じて次の各号に掲げる書類を添付させるものとする。

- (1) 主催者の存在、基盤を明らかにする書類
- (2) 役員その他事業関係者の住所あるいは身分等を明らかにする書類
- (3) 事業の目的及びその計画を明らかにする書類

(承認基準)

第5条 区が名義使用を承認する主催者は、次の各号の一に該当するものでなければならない。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 学校又は学校の連合体
- (3) 公益法人その他の公共的団体
- (4) その他区長が主催者として適当と認めるもの

2 区が名義使用を承認する当該事業は、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 事業目的が区民の福祉、学術及び文化の向上に寄与するもので、公益性のあること。
- (2) 政治的活動、宗教的活動又は営利を目的とする活動でないこと。
- (3) 区行政の運営に関する一般方針に反しないものであること。
- (4) 主催者の存在及び基盤が明確で、事務遂行能力が十分であると判断されるものであること。
- (5) 講演会等にあつては、その講師等が事業目的に適当な人であること。
- (6) 開催又は開設の場所は、公衆衛生、災害防止等について、十分な設備及び措置が講ぜられていること。
- (7) 過去における区名義の使用において、第5条の承認基準及び第7条の遵守事項に違反していないこと。

(使用承認及び不承認)

第6条 第4条の申請があつたときは、その内容が第5条の承認基準に適合するか否かを審査のうえ、承認の可否を決定し、使用承認(不承認)通知書(別記第2号様式)により申請者に通知するものとする。

（遵守事項）

第7条 使用承認を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認期間は、6月を限度として承認をした日から当該事業の終了の日までの期間とする。ただし、引き続き申請のある場合又は事業の性質上やむを得ない場合は、この限りでない。
- (2) 使用承認後、事業内容に変更があった場合は、事業内容変更届（別記第3号様式）を提出すること。
- (3) 事業終了後、その結果について事業報告書（別記第4号様式）を提出すること。
- (4) その他区が必要と認めること。

（承認の取消等）

第8条 区名義の使用承認を受けた者が、第5条及び第7条の規定に違反した場合には、使用承認を取り消すことができる。

2 区名義の無断使用があった場合には、警告を行うものとする。

（決裁区分）

第9条 決裁区分は、副区長専決とし、総務部長及び総務課長に合議するものとする。

（板橋区紋章の使用）

第10条 板橋区紋章（東京都板橋区紋章条例（昭和27年板橋区条例第3号）に定める紋章をいう。）の使用については、原則として区の主催事業及び共催事業に限定するものとする。ただし、後援等において区長が使用承認することが、適当と認めたときはこの限りでない。

2 この基準の区名義の使用承認の規定は、前項の板橋区紋章の使用承認について準用する。

（協議）

第11条 この基準の施行に関し、疑義がある場合は、総務部長に協議する。

付 則

この基準は、平成7年4月1日から施行する。

この基準は、平成19年10月22日から施行する。

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

東京都板橋区後援名義等使用承認申請書

年 月 日

(宛先) 東京都板橋区長

申請者 (主催者)
所在地
団体名
代表者氏名

東京都板橋区後援名義等の使用承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

事業名			
開催期間	年 月 日から 年 月 日まで		
会場			
事業内容	目的		
	内容		
	対象	参加予定人数	
名義内容	(東京都板橋区・板橋区)(後援・協賛・推せん)(板橋区紋章)		
使用期間	年 月 日から 年 月 日		
責任者	住所		
	氏名	電話	
添付書類	1 団体名簿、規約、規則 2 事業計画書、予算書 3 その他 ()		

東京都板橋区後援名義等使用承認(不承認)通知書

板 第 号
年 月 日

様

東京都板橋区長 坂 本 健

年 月 日付で申請のあった後援名義等使用申請について、下記のとおり通知します。

記

通知内容	承認 ・ 不承認		
事業名			
開催期間	年 月 日から 年 月 日まで		
会場			
事業内容	目的		
	内容		
	対象	参加予定人数	
名義内容	(東京都板橋区・板橋区)(後援・協賛・推せん)(板橋区紋章)		
使用期間	承認の日から 年 月 日まで		
承認条件	1 事業計画に変更があった場合は、直ちに届け出ること。 2 事業終了後、その結果について報告書を提出すること。		
不承認の理由			

事業内容変更届

年 月 日

（宛先）東京都板橋区長

所在地
団体名
代表者氏名

年 月 日付で通知のあった東京都板橋区後援名義等の使用承認を受けた事業について、下記のとおり変更しますので届け出ます。

記

事業名		
変更内容	変更前	
	変更後	
変更理由		

事業報告書

年 月 日

（宛先）東京都板橋区長

所在地

団体名

代表者氏名

年 月 日付で通知のあった東京都板橋区後援名義等の使用承認を受けた事業が終了しましたので下記のとおり報告します。

記

事業名	
開催期間	年 月 日から 年 月 日まで
会場	
参加人数	